

日本学生支援機構貸与奨学金【緊急・応急】

令和7年青森県東方沖を震源とする地震に伴う災害救助法 適用地域の世帯の学生に対する緊急採用・応急採用について

緊急採用・応急採用奨学金の申込みを受け付けます。
希望者は、学生支援課経済支援係まで申し出てください。

災害救助法適用地域

2 県 2 4 市町村（青森県、岩手県）

※ 適用地域の詳細については、日本学生支援機構のウェブサイトを確認してください。日本学生支援機構ウェブサイト「1年以内の災害救助法適用地域」 <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/rinji/chiiki/genzai.html>

災害救助法適用地域の近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生についても、適用地域に準じて取り扱います。

本災害により学生またはその生計維持者が居住する住宅に床上浸水・半壊以上等の被害を受けた者は、JASSO 災害支援金(返還不要)の申請も可能です。申請希望者は、経済支援係へ申し出てください。

奨学金の種類	貸与始期	貸与終期
緊急採用(第一種奨学金)	家計急変の事由が発生した月から希望する月(12か月以内)	修業年限の終了月まで
応急採用(第二種奨学金)		

※過去に掲載した緊急・応急採用の案内を学生支援課ウェブサイトに掲載しています。参照ください。

2025年12月10日 学生支援課 経済支援係
学生センター2階 窓口①
8:30~12:45/13:45~17:00 土日祝日除く

掲示期限：2026年1月末

学生支援課ウェブサイト ⇒
横浜国立大学ウェブサイト>教育・学生生活>学生支援課
PC対応サイトのため、携帯等からアクセスする場合、通信料が発生します。

